

特別講演 講師紹介

安澤秀一（やすざわ しゅういち）

駿河台大学 大学院文化情報学研究科 教授・研究科長

略歴

1926年生まれ

- 1950 慶應義塾大学法学部卒業
- 1971 慶應義塾大学経済学博士
- 1951-1961 文部省史料館 臨時筆生
- 1961-1978 桃山学院大学 経済学部 専任講師・助教授・教授
- 1978-1990 文部省国文学研究資料館 史料館 教授
- 1990-1993 明海大学 経済学部 教授
- 1993-1999 駿河台大学 文化情報学部 教授
- 1999- 駿河台大学 大学院文化情報学研究科 教授・研究科長

著書

- ・安澤秀一著「近世村落形成の基礎構造」吉川弘文館 1972
- ・安澤秀一著「史料館・文書館学への道」吉川弘文館 1995
- ・安澤他訳 モーズリィ／ムンク著「コンピュータで歴史を読む」有斐閣 1997
- ・安澤秀一編「松江藩出入捷覧」『松平不味伝別冊』原書房 1999
- など

情報資源保管サービス基地としてのアーカイブズ ：デジタル化を見据えて

安澤 秀一 経済学博士

yasushuu@coral.ocn.ne.jp

駿河台大学大学院文化情報学研究科教授

日本ではあまり馴染みの無かったアーカイブズ、もしくはアーカイビングというカタカナ言葉が、ここ5年ぐらいの間に、しばしばマスメディアに登場し、施設の名称にも使われるようになった。International Council on Archives ICAという、国連加盟の国々の殆どが参加している国際機関の存在すら知らない人々が、「保管庫」というぐらいの意味合いで、気軽に使用している感さえある。アーカイブズの特性を国際的な水準でとらえ、デジタル化の流れの中で何を為さねばならないか、と考えてみたい。

Archives as Foundation for Information Resource Accumulation – Considerations in Digitalization –

Shuichi YASUZAWA Prof. Dr.

Graduate School of Cultural Information Resources
SURUGADAI UNIVERSITY

Recently, Japanese have started to use the term "Archives" and "Archiving" by KATAKANA on mass media. I am afraid that most of them do not recognize about existence and activities of ICA, International Council on Archives. Most of countries of UN members participate in ICA, cooperating and promoting records & archives management. I would like to explain the tendency of digitalization on records & archives management, in particular about metadata and markup language with comparison to the library and museum management.

1. アーカイブズという言葉についての多種多様な日本語表記

アーカイブズと言う発音でカタカナ書きするのは英語を原語としている場合である。つぎに英語・フランス語、ドイツ語、イタリー語、スペイン語の綴りを掲げておこう。

Archives (En) 、Archives(Fr)、Archiv(G)、Archivio(I)、Archivo(S)、

明治4年に日本を出発した岩倉具視使節団に随行した久米邦武は「米欧回覧実記」に、ヴェニスの「アルチーフ」の書庫を見学したこと記している。この時には訳語をつけでおらず、発音のカタカナ書きのままであった。明治10年代終わりの頃、内閣制度改編の際に参考用として翻訳された「普国記録法」には「独逸各州ノ記録保存所」という言葉が見られる。明治28年、「史学雑誌」に発表された坪井九馬三の「西洋古文書学之由来」に「古文書館（アルヒーベ）」の訳語が用いられ、大正末年、「史林」に三浦周行の「欧米の古文書館」が連載されるが、文中では「アルカイヴ」とカタカナ書きしている。昭和に入って慶應義塾大学教授幸田成友は「アルヒープ」にたいして、意図的に古を取った「文書館」という訳語を充てた。ところが維新史料編纂会維新史料編纂官藤井甚太郎はイギリスのパブリックレコードオフィスに「公文書館」の訳語を用いた。PRIOは大陸諸国のアーカイブズと同じ機能を果たす施設である。藤井はドイツの場合には「文書館」としている。また藤井は中央・地方に「記録館」を設置することを提案している。（青山英幸『日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」「文書館」の設置』「記録史料の管理と文書館」所収 北海道大学図書出版会 1996 に拠る）

第二次世界大戦後、散逸の危機に晒された維新以前の旧大名家や庄屋、あるいは明治元勲家の史料を救済しようとする動きがあり、「史料館」とか、「憲政資料室」などが設置された。また国や地方自治体のアーカイブズを保存する施設として「文書館」「公文書館」が設置されるようになったが、その運営についての国際的に認知されている知識が社会的な広がりで一般に普及し、理解されているとは、いえないように思える。International Council on Archives ICA の用語定義集2版1988によると、「アーカイブズとは、そのアーカイヴァル価値の故に、それらの作成に責任を有する人々、あるいはそれを利用するために、作成者の後継者によって、ないし適切な保存施設によって、選択され、もしくは選択抜きで、保存される非現用記録のこと」である。アーカイヴァル価値とは「無限に維持することを正当化する管理上の、財務上の、法務上の、証拠としての、また情報としての価値」である。記録 records とは「官庁、公共団体、組織体ないし個人により、法律上の規則に従って遂行される業務について、形態や媒体が何であれ、作成、受理、保管される記録された情報（document 書類）」のことである。なおコンピュータ利用の際の用語として、レコードとは「自動化データ処理において、ファイルの基本要素となり、かつ相互に関連するデータフィールドを構成する」ものとされている。

欧米でコンピュータ利用が盛んになると、データを貯蔵する動作についてアーカイビングという言葉が使われるようになり、貯蔵されたファイルをアーカイヴァルファイルと呼んでいる。The Multilingual Computer Dictionary 1981 には英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリー語、ポルトガル語で、上記の二つが示されている。

2. 用語の仇花繚乱路線：茶掛け古筆切お宝意識と生臭いものは残すな意識

前節に述べたように、アーカイブズという言葉について対応する日本語表記はさまざまである。人はそれぞれに自分の思い入れに都合の良い日本語表記を使い、さらにその使われている漢字の訓詁学的解釈に走り、原語が何であるかを問わない場合さえ現われる。さらに情報の記録化行為が従前の視読可能媒体利用から機械可読媒体利用へと移行するにつれて、漢字表記を止め、カタカナ表記が復活した。そして単数形のアーカイブ、複数形のアーカイブズという表記慣習も無視し、日本語として発音し易いという妙な理由で、アーカイブスという表記を正式の施設名称として使う機関も現わるようになつた。この状態を国際水準無視の「おらが国さ一番」の仇花繚乱路線と呼んでよいであろう。なお record & archives を、中国では档案、韓国では記録、と標準表記している。

アーカイブズという言葉には蓄積・保存という意味合いが含まれているからこそ、その動作を表現する適切な用語として、アーカイブズ制度が定着している欧米において、コンピュータ用語に採用されたのである。ところが社会的集合記憶装置という役割を果たすレコード・アーカイブズ制度が定着していない日本では、コンピュータ用語としての眼新しさに幻惑されて、本来のコンセプト理解を欠落させたまま、マスメディアや情報産業がアーカイブというカタカナ言葉に飛びついた感が否めない。

日本でも漢字・筆・墨・紙を利用するようになった奈良時代以来、業務記録の作成・保管・維持・保存というアーカイブズ行動は存在していた。時代の流れの中で、失われてしまうことも多かったが、いわゆる「古文書」はその残存物なのである。結果として「古文書」は希少な一点一点として存在し、個から個への意思伝達手段つまり情報の搬送媒体とみなされるようになり、情報の蓄積媒体でもあることや、その組織連関的作成脈絡が、明治期以降の日本古文書学確立の過程において、軽視されるようになった。時として古文書は裁断されて茶席の掛け軸に仕立てられ、侘び寂びの境地をもたらす対象物とされてきた。つまり茶掛け古筆切れとして珍重されるお宝と評価されていたのである。

江戸時代初期、寛永 19・20・21 年 1642-1644 と続けて、徳川幕府は村々での年貢や村入用の割付、納入などの勘定と帳面作成に際して、小百姓つまり庄屋組頭以外の普通の小百姓の立会いとか押印とかの参加を勧める触を出している。この後、庄屋に対する勘定不正追求訴訟が頻発した。小百姓層の読み書き算盤能力による帳面監査があったということになる。つまり江戸時代において、住民参加、情報公開というシステムが存在したのである。もっとも江戸中期をすぎると秘密主義が横行するようになつた。ともあれ、いづれにしても江戸時代を通じて、庄屋役を務める者の手許に証拠としての大量の記録文書が蓄積されることになった。アーカイブズの形成なのである。こうしたアーカイブズという情報集積は幕府の崩壊、明治維新政府の樹立において引き継がれることができた。

第 2 次世界大戦直後、戦犯追及を恐れる官庁企業は証拠となるような文書の隠滅焼却に狂奔した。生臭いものは残すなという意識が強化されたといってよいだろう。要するに現代日本では、茶掛け古筆切れお宝意識と証拠隠滅意識とが共存しているのである。

3. レコード&アーカイブ管理の必要性：アカウンタビリティ挙証説明責任の保障装置

ここ数年の間にマスメディアはアカウンタビリティという言葉を盛んに喧伝した。訳語として「説明責任」が使用された。しかしこの訳語では日本語の語感として、説明を口頭で済ましさえすれば、という印象を与えてしまう。しかし日本を除く世界各国で受け入れられ、実行されているレコード&アーカイブ管理においては、法廷で証拠として受理され得る、真正にして、かつ信頼できる実体を用意することを含んでいるのである。前節で紹介した江戸時代の庄屋は不正を訴えられると、勘定にかかるもろもろの関連書類、つまり成文証拠を調べて訴訟に備え、奉行所という法廷に提出した。村落自治における管理機能を担う庄屋は記録文書保管を通じて挙証説明責任を実現していたのである。

古文書の場合、紙質、寸法、墨色、筆遣い、書式、文体、使われている表現、署名、花押、印形、日付、干支など、対象物の表面にある諸要素を総合的に検討して真贋を判定する。近代になれば、例えばタイプライターが使われるようになると、活字の減り具合とか、鍵圧とか、用紙の種類とか、透かしとか、日本ではあまり使われていない用紙上部のロゴマークとか、真贋判定のための諸要素を直接、肉眼とか手触りとかで確認できる。つまり対象物それ自体から切り離せない現物情報が真正性判断の材料となるのである。

ところが1950年代からのコンピュータの展開は上記のような状況を一変させてしまう。情報の記録化がデジタル化されるということは、肉眼や手触りで把握できるような物理的な形象と全く異なり、肉眼でも手触りでも把握できない二進法数値という形象をとって媒体に記録されるということなのである。人間と記録された情報との中間に、機器とプログラムソフトが介在しなければ解読できない状態におかれている、ということになる。そしてコンピュータ利用の特性として、媒体上に置かれた情報はいつでも別の媒体上に移せるし、幾つでも同じ内容をコピーできるのである。ただ機械装置であり、またプログラムソフトであるがゆえに、破損という危険性を伴っていることも忘れてはなるまい。コンピュータに向かってキーボードを操作している最中に作動しなくなることもしばしば起こる。これがバックアップコピーを必要とする理由であり、同じ、または別の記憶装置に格納しておく、必要な時に呼び出せるようにしておくことをアーカイビングという。

汎用大型計算機の端末機利用から始まって、サーバーと連結しているデスクトップ機ないし自前の大容量ハードディスク内臓機であっても、インターネット接続が当然のようになっている今日、よほど堅固なファイヤウォールを構築しない限り、コンピュータが全く単体で操作されているとは考え難い。証拠となる筈のレコード&アーカイブが改竄されたりしては、その真正性・信頼性を失ってしまう。また格納して再び呼び出したファイルの形式や内容が格納した時のままに再現されねば、格納したことの意味が失われてしまう。保存性ないし再現性の保障が必要となる。要するにデジタル化されたレコード&アーカイブ管理において、真正性・信頼性・保存性（再現性）が保障されていなければならぬのである。そのための仕掛けが、古文書の真贋鑑定の諸要素と相似するメタデータなのである。図書館用メタデータ、博物館用メタデータ、レコード&アーカイブ用メタデータの三つを比較しながら、それぞれの特性と、その必要性を論じることとしよう。

4. メタデータとアーカイブ・ライブラリ・ミュージアム対象物管理

紙媒体の上に筆なりペンなりで、墨なりインクなりで書き込めば、紙繊維の中に染料がしみ込み、乾燥し、定着する。書いた順に文字が連なって意味のある文章を形成する。こうした一連の作業は手順として肉眼で確認できる事柄である。電子記録の作成手順もCTRに見える限りでは明らかであるが、記憶装置に格納してCTRから消してしまえば、人間の目では見えない存在となってしまう。再現するためには機器もソフトウェアも同じような条件を整える必要がある。また紙媒体のように物理的に区別できないから、一塊のデータ集合を他の一塊のデータ集合と区別できるように標し付けをしておかなければならない。またその記録作成がどのような業務部門で行われ、どのような業務内容の遂行とかかわっているのかについても、分かるようにしておかなければならない。このように記録の構造、脈絡、内容、そして作成手順についての記述がメタデータを構成するのである。

レコード&アーカイブについてのメタデータ構造の特質を見極めるために、情報資源保管サービスの役割を果たすライブラリの場合と比較してみよう。ライブラリが保管する主な対象物は書籍である。書籍についてはダブリン・コア・メタデータという記述基準15要素が公表されている（当日配布資料参照）。従前の書誌記述よりも若干多いが、構造はシンプルといえよう。<http://purl.org/dc/documents/dcmes-qurifiers>

ミュージアムの場合は保管対象物が多様にわたるためか、メタデータ要素を国際的に標準化した例を寡聞にしてまだ見ていない。そこでイギリスの博物館ドキュメンテーション協会MDAの「MDAデータ基準」、および「ミュージアム対象物データ記述基準MODES」を参考することにしよう（当日配布資料参照）。「ミュージアム対象物データ記述基準MODES」は13要素からなる比較的単純な構造である。それに対し、「MDAデータ基準」は「受入時書類記入データ」「登録簿記入データ」「所有権移転記録データ」「目録カード記入データ」「不在（館外移動）記録データ」と、手続きの段階ごとに作成される書類ごとに記述しなければならない要素を挙げている。これら五つの枠組みを構成する諸要素は重複するものもあるので、案外に多くない（S. A. ホルム著田窪他訳「博物館ドキュメンテーション入門」勁草書房刊参照）。<http://getty.edu/>

レコード&アーカイブの場合は、ICAから2種類、公表されている。一つは既にアーカイブ施設にあるものの目録作成用メタデータであり、ICA／ISAD(G) 2版 International Standard archives Description 2という。26要素を6つのエリアに分けるという2階層の構造をもっている。<http://www.ica.org/>

二つ目は、Metadata requirement for Evidence であり、電子記録作成時に記述することを想定したメタデータである。64要素を6レイヤーに分け、それぞれのレイヤーを更に分けて、3階層ないし4階層となる構造を持っている。そして64要素を全て記述しないでも良いという柔軟性をもたせている（当日配布資料参照）（D. Bearman “Electronic Evidence” Archives & Museum Informatics, Pittsburgh 1994, ICA/CER “Electronical Records management” ICA Studies #10 Annex 3 p.108 - p.113 1997）。

5. デジタル化とインターネット上の情報利用への対応：マークアップ言語

メタデータがデジタル化記録の真正性・信頼性・保存性（再現性）を維持することによって、遂行された行為の証拠となるデジタル化記録の蓄積保存というレコード&アーカイブ機能を果たせるのである。さてデジタル化のメリットとは記録を格納する物理的空間を節約するばかりでなく、情報伝達の時間節約にも貢献できることにある。近時、情報公開の必要性が叫ばれているなかで、インターネットの利用が重要な役割を務めるようになってきた。<http://ica.org> ; <http://www.arma.org/> ; <http://www.archives.org.uk/>

従前の情報資源保管サービス施設としての図書館・博物館・記録史料保存所（アーカイブズ）は、閲覧希望者がその施設のある場所に足を運び、閉架式であれば、目録を検索し、閲覧希望対象物を請求書に記入し、それを職員が書庫から運びだし、閲覧に供するという手続きを必要とした。博物館・美術館であれば、閲覧希望者は展示物を見て廻るという行為をなさねばならなかった。インターネット上では閲覧希望者つまり情報需要者＝情報消費者はCTRの前に座ったままで必要対象物を検索し、閲覧対象物を呼び出して閲覧したり、ダウンロードしたり、プリントアウトしたり、ということが可能である。

また閲覧希望者の目に映るCTR画面に再現されている情報の塊としての対象物という局面では、その情報の塊を提供している情報資源保管サービス施設の区別はあまり大きな意味をもたないことになる。むしろ情報資源利用者の側で様々な属性を持つ対象物を、利用者の关心と目的に応じてデータ情報を切り出し、再編成し、新しい情報の塊を創り出そうとするであろう。情報消費者はこの瞬間、情報創造者へと位置を移すことになる。注意しなければならないのは、そのデータ情報の出所や元来の著作権者を明示しなければならないことである。そうしなければ盗用・剽窃を犯したといわれても止むを得ないのである。日本のインターネット利用者には盗用・剽窃への倫理感が薄いように思える。

インターネット利用の可能性を極大化するためには、従前のような目録システムや展示方法を超える技法、つまり情報消費者にとって使い勝手の良い検索手段とCRT上で忠実な再現手法が必要となる。つまりインターネットに送り出す情報資源保管サービス施設側は、現物としての対象物をデジタル化し、送り出す側のコンピュータCRT画面で確認した表現の通りに、利用者側のCRT上で再現させるための工夫が必要なのである。現物としての対象物の目録をそのまま単純にキーボードで入力したままでも、あるいはデジタルカメラで撮影した映像のままでも、何とか間に合うであろう。しかしインターネット上で、検索エンジンの網の目にひつかからなければ素通りされてしまう。アメリカ合衆国議会図書館はMARC機械可読目録を作ったが、これはやはり来館を前提にした十進法分類に依拠した検索手段であった。<http://lcweb.loc.gov/marc/>

1986年にISO8879、Standard Generalized Markup Language SGMLが公表された。ちなみに私が関係していた情報知識学会は1990年から学会誌編集にSGMLタグ付けを行い、印刷を行っていた。SGMLから派生したマークアップ言語に、Document Type Definition DTDがある。DTDをさらに特定用途用にしたてたマークアップ言語として、

Text Encoding Initiative TEI-DTD、Hyper Text Markup language HTML-DTD、Encoded Archival Description EAD-DTD、Machine Readable Cataloging MARC-DTD、がそれぞれの分野で使用されている。また厳格一厳密に規定されている SGML を、1996年に発足した World Wide Web Consortium W3C は拡張可能な規格に改良した。Extensible Markup Language XML は急速に普及し始めている。なお2000年1月には、XML と HTML とを合体させた XHTML 規格が発表された。<http://www.w3.org/XML/Activity>

マークアップ言語とは、記録文書を構成している構造について、その構成要素ごとにタグ（標識付札）という<>で囲んだ中に要素情報を書き込み、CRT画面ないしプリントアウトの際に表示体裁を指定できるようにする仕掛けのことである。タグへの書き込みをマークアップという。SGML によるタグ付けの対象となる記録文書とは、官庁企業などにおける業務遂行にかかる文字文章（定款、契約書、報告書、仕様書などなど）をはじめとし、学術論文、刊行著作物原稿などであり、電子的に記録化された情報の塊の構造を明示することにある。マークアップ言語によるタグ付けは、CRT画面や印刷版面に示されること無く、ファイルの奥に隠されていて、特別な指示を与えない限り、CRT画面に現われることは無い。マークアップつまり標識付札としてのタグ付けによって、その記録文書の構造・内容・脈絡のありようが明示できるようになり、かつそのタグが検索エンジンにとって検索用自然言語の役割を果たし、ヒット率を高めることになる。

マークアップ言語のタグ付けとメタデータ記述とがあいまって、デジタル化記録文書の真正性・信頼性・保存性（再現性）と、構造・内容・脈絡とが確保できるようになったのである。レコード&アーカイブのみならず、ライブラリも、ミュージアムも、ともにマークアップ言語のタグ付けとメタデータ記述とを活用することによって、利用者サービスの実効性をたかめることになる。このことは利用者側からいえば、インターネットの中で、三つの異なる情報資源保管サービス施設の物理的障壁と保管情報資源の質の違いを超えた統合的利用が可能になるということになるであろう。<http://www.getty.edu/>

6. 情報資源保管サービスの扱い手育成における方向性不透明：水準低下への悪循環

インターネットの中で、三情報資源保管サービス施設の統合的利用可能性が見えてきた今日、こうした施設で働く専門職の育成は相変わらず、学部での資格課程に止まっている。国文学研究資料館史料館の史料管理学研修会が8週間の集中課程を開設しているが、大学院認定に至っていない。大学院として博物館向きの考古学、民俗・民具学、古文化財修復学が幾つか存在するが、他分野との連携が薄い。図書館学の専門大学院は国立私立の2校だけのようである。記録史料学・図書館学・博物館学を統合した大学院は1校のみである。大勢としては学部資格課程に執着しているといえよう。ただし美術館は美学美術史専攻の博士課程を出ても就職出来ないという。情報資源保管サービスの扱い手たちの水準を高めようという方向付けが欠落しているといつても言いすぎではないであろう。

日本以外の国々の教育研究制度を幾つか紹介して、落差の大きさを見ていただこう。
(安澤秀一「電子化社会におけるアーカイブと専門職養成」日本歴史学協会年報15、2000)

韓国の現況について、田美姫（韓国国史編纂委員会編史研究士）博士の報告「韓国の記録物管理法制定とその課題」史料館報70号平成11年（1999）3月から引用してみよう。それによれば、1999年1月公共機関の記録物管理に関する法律（記録管理法）が制定、公布された。制定理由は「国政運営の透明性や責任行政を保証し、後代に記録遺産として残すため」である。そして西暦2000年以降、行政・司法・立法部など国家機関と広域自治団体に重要文書の長期的な保存・管理を担当する機構、各級公共機関に記録物保管部署、を設置し、対象は公文書の他、会議録・非公式報告書・秘密記録・メモートにまで拡大されている。違反した場合の罰則として七年以下の懲役・一千万ウォンの罰金が課されるとある。さらに専門職員の配置が明記されている。

この専門職員配置条項をうけて、いち早く韓国ではいくつものアーキヴィスト養成大学院が設置されるようになった。明知大学が1999年設置、本年に入ってからソウル大学・高麗大学・ソウル女子大学・西江大学・延世大学に設置されるようである（韓国・中国その他の状況とカリキュラムについては、安藤正人「アジアのアーキビスト教育：最近の状況」レコードマネイジメント記録管理学会誌40号2000-03を参照されたい）。

カナダ、モントリオール大学図書館・情報学大学院アーカイブズ課程（フランス語系）

HP address : <http://tornade.ere.umontreal.ca/EBSI/> 2000-03-01 確認

アーカイブズ管理基礎論Ⅰ、アーカイブズ管理基礎論Ⅱ、書類作成・評価・受入れ業務とアーカイブズ編成、証書とアーカイブズ編成、アーカイブズへの電算機導入

キャロル・クーチュア教授

U.S.A、全米で37大学にアーカイブズ課程が置かれている。

イギリス、レスター大学大学院博物館学課程

HP address : <http://www.leicester.ac.uk/museumstudies/> 2000-03-01 確認

レスター大学に地方史学部・大学院のあることはよく知られている。地方史学部設置と同時期に、博物館学課程も設置され、すでに30年以上の歴史を有している。全日制・科目履修制・通信教育制がある。ここでは全日制の科目設定について紹介しよう。現在の学部長はアイリーン・フーパー教授である。

博物館研究：認識と理念—研究動向・関連研究・博物館の特質・職業倫理

博物館管理：実践管理学習・直面する根本的課題

収蔵物管理：収蔵物管理の政策と実践・企画立案・収集活動における関連法的倫理的問題・収蔵物の記録化・保険・免責・研究と普及・安全保障

収蔵物養生：環境管理を含む劣化予防措置と制御・物品移動・塵芥・災害対策

物質文化：対象物の意味付け・人工物の取扱い・収集物の履歴と性質

博物館と利用者との交流・教育：展示・物と文字・生涯学習

博物館と新技術：新技術の導入・教育とインターネット・データベース管理システム・

ハイパメディア

実習：夏季8週間

個別主題（修士論文）：考古学・美術・歴史・宣伝と管理・目録作成・自然科学・教育